



告示

昭和二十三年四月二十三日 第九百二號 金曜日

本書ノ大キハ八國定規第A第5

鳥取縣告示第百八十八號

農林水産業調査員を次のように任免した。

昭和二十三年四月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

新任者 解任者 職務執行の區域 任免年月日

前田 義瑛	田淵 俊親	八頭郡西郷村	昭和二十三年四月十五日
磯江 哲英	石水 好知	東伯郡中北條村	同 十七日
西田 敬一	増 設	南谷村	同 九日
西田 莊	日野 壽雄	同	同
加藤 幸義	安田 高明	同	同
山本 繁雄	増 設	同	同
山根 久男	安田 虎雄	同	同
山根 長利	増 設	同	同

西田 丈人	山本 國義	同
藤井敬次郎	増 設	同
山本 巖	同	同
進木 芳郎	岸本千代春	同
岸本 吾郎	保田 淳義	同
東田 範尊	増 設	同

鳥取縣告示第百八十九號

昭和二十二年閣令内務省令第一號第八條第一項の規定により日野郡石見村長の候補者につき覺書に掲げる條項に該當する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十三年四月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、昭和二十三年四月二十四日より
同 年四月二十九日まで

鳥取縣告示第九十號

農林省令第六十三號青果物及漬物配給規則により定めた昭和二十三年四月鳥取縣告示第六十五號中消費地域を追加指定したの用に改める。

昭和二十三年四月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一の事項中指定消費地域に境町を追加し一荷受機關當りの最低集荷責任數量を次の通り指定する。

蔬菜 境町 一六、一〇〇貫、二〇〇貫、二二〇貫、一三〇貫

二の事項中小賣業者の獲得する最低登錄人口を次の通り指定する。

蔬菜 境町 二〇〇人

三の事項中知事の指定する公共團體を次の通り定める。

境町 境町役場

九の事項中境町に限り現に荷受業務を行つて居るものは四月三十日までとあるを五月十日まで、小賣業務を行つて居るものは五月十日までとあるを五月二十日までと讀替えるものとする。

鳥取縣告示第九十一號

昭和二十二年八月六日附物價廳告示第四六五號(そ菜の販賣價格の統制額指定の件)附記一、の(二)の規定によつて乙地域の統制額の適用を受ける地域を次のように追加指定する。

昭和二十三年四月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

西伯那境町

鳥取縣告示第九十二號

昭和二十三年四月一日を以て次のように校名を變更した。

昭和二十三年四月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

舊名 氣高郡正條村立正條小學校

新名 同 浜村町立浜村小學校

鳥取縣告示第九十三號

昭和二十三年四月一日を以て次のように校名を變更した。

昭和二十三年四月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

舊名 氣高郡正條村立正條中學校

新名 同 浜村町立浜村中學校

鳥取縣告示第九十四號

健康保險法、國民健康保險法並に職員保險法に基く保險醫を次のように指定した。

昭和二十三年四月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療科名 診療所々在境 保險醫氏名 指定年月日

外科 鳥取縣西伯郡上道村 池淵正賢 昭和廿三年三月八日

内、外、 同岩美郡宇倍野村 河端 弘 同四月一日

眼科 宇宮下二〇五 橋田孝人 同四月二日

内、外科 同東伯郡以西村大字 竹内三五九 松川隆教 同四月二日

内、外、 同氣高郡勝部村 大字紙屋 中山喜美雄 同四月七日

小兒科 同八頭郡賀茂村 大字門元

内、小兒、 外、耳鼻科